

# 組合活動犠牲者救護規定

- 第1条 日清製粉労働組合役員および組合員にして組合の規約、決議および指令に基づく組合活動のための犠牲を被った場合は、この規定の定めるところによりこれを救護するものとする。
- 第2条 本規定における犠牲者とは次の各項に該当する場合をいう。  
但し、本人の責任によるもの及び判定困難なる場合を除く。
1. 死亡・負傷した場合
  2. 懲戒処分を受けた場合
  3. 行政または司法上の処分を受けた場合
  4. その他特に救護を必要と認めた場合
- 第3条 前条の各項に該当するものに対しては次の救護を行う。
1. 死亡・負傷した場合
    - (1) フード連合の「組合活動災害補償共済」により補償する。  
尚、本部役員・事務員は政府労災給付を合わせて受けることができる。
    - (2) (交通費の負担)  
災害を蒙った場合の帰路の交通費は全額負担する。特に家族または近親を呼び寄せる必要があるときは交通費を支給する。
  2. 懲戒処分を受けた場合
    - (1) 免職された場合
      - (イ) 地位保全仮処分命令申請提訴に要する費用は、全額組合がこれを負担する。但し、異議申し立て及び上訴については、犠牲者救護運用委員会が承認した場合に限り、それに要する費用についても全額組合がこれを負担する。
      - (ロ) 復職または就職の斡旋を行う。
      - (ハ) 転職するものに対しては、本人の平均賃金の1年分を限度として転職資金を支給する。
    - (ニ) 復職または就職まで本人の平均賃金相当額を支給する。  
但し支給期間は3年を限度とし、特別の事情により支給期間を延長する必要が生じたときは、本人の申請に基づき犠牲者救護運用委員会がその要否及び期間を決定する。
    - (ホ) 退職時において、会社から退職金の支給を受けなかった場合は、円満退職の場合の退職金相当額を補償する。  
但し、会社から支給があった場合で、それが円満退職の場合の退職金額に満たない場合にはその差額を補償する。
  - (2) 減給処分を受けた場合  
減給処分を受けた場合には減給期間中に減給された給与の額を支給する。
  - (3) 出勤停止処分を受けた場合  
出勤停止処分を受けた場合にはその期間中平均賃金相当額を支給する。

3. 行政または司法上の処分を受けた場合
- (1) 起訴以前に要した弁護士の費用を負担する。
  - (2) 裁判費用を負担する。
  - (3) 容疑者として取調べを受けた場合には 1 事件につき見舞金として 50,000 円を支給する。
  - (4) 起訴された場合は、1 事件につき見舞金として 100,000 円を支給する。
  - (5) 罰金、科料は全額を負担する。
  - (6) 拘留および服役した場合は、見舞金として 300,000 円を支給する。
  - (7) 必要に応じて保釈金を貸与する。
  - (8) 処分を受けることにより失った賃金等の損害についてはその全額を補償する。
4. その他特に救護を必要と認めた場合は、実状に応じてその都度決定する。
- 第 4 条 前条各項が重複する場合は、実状に応じて一項のみ適用し、もしくは一部または全部を変更して適用することができる。
- 第 5 条 この規定運用の資金は下記の通りとする。
- 1. 死亡・負傷した場合……………一般資金
  - 2. 懲戒処分を受けた場合……………闘争資金
  - 3. 行政または司法上の処分を受けた場合…一般資金
- 第 6 条 前条 1 項の補償のために、フード連合の「組合活動災害補償共済」に入れる。保険金は一般資金より支出する。
- 第 7 条 第 5 条 2 項及び 3 項の運用は犠牲者救護運用委員会において行う。但し、急を要する場合は、執行委員会の責任において行うことができるが速やかに追認を受けなければならない。
- 第 8 条 運用委員会は本部役員 2 名、支部より選出の 4 名の計 6 名をもって構成し運用委員は大会において代議員の直接無記名投票により選出する。但し、当事者は運用委員となることはできない。
- 1. 本部役員の 2 名は、中央執行委員長、書記長が運用委員となる。
  - 2. 支部より選出の委員は、大会において代議員が推薦することが出来る。
- 第 9 条 各支部にそれぞれ一名犠牲者救護連絡責任者(以下責任者という)を置き本規定運用上の連絡に当たらしめる。
- 前項の責任者は原則として支部長に委嘱する。
- 第 10 条 支部において事態が発生した場合は、責任者は事実調査の上、書記長にフード連合指定の書式にて申請書を送る。
- 書記長はその都度、フード連合に対して必要な手続きを行い、当事者に対して速やかに補償金が支払われるよう対応する。
- 第 11 条 犺牲者救護運用委員会は審査運用の結果を大会に報告しなければならない。
- 第 12 条 本人または責任者その他諸々の期間より両審査の要請があった場合は再び審査をしなければならない。
- 第 13 条 犺牲者救護運用委員会において決定された事項は、支部を通じて犺牲者に通知するものとする。
- 第 14 条 この規定における諸給与金は、手続きが整い次第速やかに給付する。

- 第15条 この規定を適用した場合は、その経過と結果を大会に報告しなければならない。
- 第16条 本規定について疑義が生じた場合はその都度犠牲者救護運用委員会で審査する。
- 第17条 この規定の改廃は大会において行う。
- 第18条 この規定は昭和30年3月26日より実施する。

(H4.8改定) (H15.2改定) (H20.8改定) (H21.8改定) (H26.8改定) (2019.8改定)